

和歌山県パートナーシップ宣誓制度への取り組み

問 人権推進課 人権係 Tel64-1126

和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、
9月2日⑩から各種行政サービスの提供を開始しました。



和歌山県パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、和歌山県が宣誓したことを証明するパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

※手続きの詳細等は和歌山県ホームページをご覧ください。



◀和歌山県
ホームページ

湯浅町で利用可能な行政サービス

本町としても性の多様性を尊重し、和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、各種行政サービスの利用が可能です。

(例) 公営住宅の入居申込み
保育所等の入所申込み・送迎

※利用可能な行政サービスの詳細は、湯浅町ホームページをご覧ください。



◀湯浅町
ホームページ

湯浅町公式アプリ 登場！



ゆあさポートで『いつでも』『どこでも』
防災情報を確認できます！



二次元コードを読み取って今すぐダウンロード！

問 総務課 地域防災係 ⑩番窓口 Tel64-1108



▲ android



▲ ios



▲ガラケー

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています